

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第 39号）（行
財政局税務部税制課）

保育所等の施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分し
た集団ごとで実施されるものに限る。）に参加する満3歳以上の幼児及びその引率者
については、宿泊税を課さないこととする必要があるため、本条例の一部を改正する
こととしました。

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第39号

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例

京都市宿泊税条例の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「前号」を「前2号」に、「学校が主催する修学旅行その他学校行事」を「学校行事又は行事」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる施設の満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加しているもの

ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

ウ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市宿泊税条例第4条第2号及び第3号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(行財政局税務部税制課)